

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成31年2月17日 10時40分ごろ
発生場所	長崎県松浦市岳崎鼻東方沖（伊万里湾） 津崎鼻灯台から真方位121° 1.05海里（M）付近 （概位 北緯33° 23.3′ 東経129° 41.4′）
事故の概要	漁船第五十八海福丸は、東進中、また、プレジャーボートOKABEは、錨泊中、両船が衝突した。 OKABE は、同乗者が負傷し、左舷側外板の亀裂等を生じ、また、第五十八海福丸は、左舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成31年2月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第五十八海福丸、18トン NS2-23025（漁船登録番号）、個人所有 14.85m（Lr）×4.28m×2.10m、FRP ディーゼル機関、367.75kW、昭和63年3月20日 第292-51803号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート OKABE、5トン未満 291-35590佐賀、個人所有 6.80m（Lr）×2.56m×1.09m、FRP ガソリン機関、110.30kW、平成7年8月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年4月22日 免許証交付日 平成30年1月26日 （令和5年4月21日まで有効） B 船長B 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年4月30日 免許証交付日 平成29年2月14日 （令和4年4月29日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷側外板に亀裂、擦過傷、左舷側ブルワークに亀裂、擦過傷、及び操縦区画上部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員1人（以下「甲板員A」という。）が乗り組み、岳崎鼻東方沖の養殖漁場（以下「本件養殖漁場」という。）において、給餌^{きゅうじ}作業を行う目的で、平成31年2月17日09時45分ごろから1か所目の養殖筏^{いかだ}（以下「本件筏」という。）に右舷着けして同作業を行った後、次の養殖筏に向かうこととした。</p> <p>A船は、甲板員Aが前部甲板右舷側で本件筏から係留索を放して船首部の甲板に立ち、船長Aが船室団壁の右舷側で手動操舵により操船に当たり、本件筏を離れた後、約4ノットの対地速力で左に回頭しながら東進した。（写真1～3参照）</p>
	 <p>写真1 A船</p>
	  <p>写真2 船首部の甲板 写真3 船長Aの操船状況（再現）</p>
	<p>A船は、甲板員Aが、右舷方の養殖筏で給餌作業をしている漁船の様子を眺めた後、ふと前方を見たところ、船首方至近にB船を認めて大声で叫んだものの、船長Aに伝わらず、10時40分ごろ、その左舷船首部がB船の左舷中央部に衝突した。</p> <p>船長Aは、衝撃音を聞き、主機を後進として行きあしを止め、B船と衝突したことを知り、所属する水産会社に本事故の連絡を行い、同</p>

会社を通じて漁業協同組合及び海上保安庁に本事故の通報を行って残りの給餌作業を終わらせた後、B船と共に松浦港に入港した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bの知人（以下「同乗者B」という。）1人を乗せ、本件養殖漁場の北方沖（伊万里湾内、津崎水道の東口付近）で錨泊して釣りを行っていたところ、西寄りの風が強まり、船体が風波で動揺するようになったので、風波の影響が少ない本件養殖漁場内に移動して釣りを行うこととした。

B船は、本件養殖漁場内に錨泊して船首を西北西方に向け、操縦区画の上方に錨泊中を示す黒色の球形形象物を掲げ、船長Bが後部甲板左舷側に置いた椅子に、同乗者Bが後部甲板右舷側に置いたクーラーボックスにそれぞれ腰を掛け、釣りを行っていた。（写真4、写真5参照）

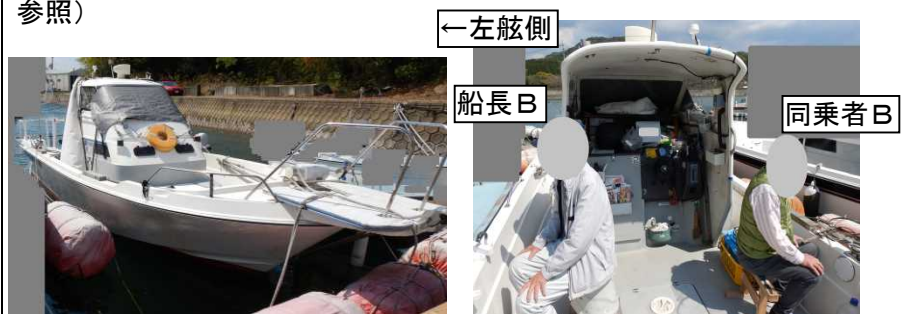


写真4 B船

写真5 乗船者の位置（再現）

船長Bは、時々周囲の状況を確認していたところ、左舷船首方から機関音が聞こえ、同方向50m付近にA船を認めたが、A船の船首部に乗組員が立っているのが見えたので、A船がB船に気付いていてB船の左舷側をそのまま通過して行くと思った。

B船は、船長Bが、A船の動静を見ていたところ、A船が左に回頭しながらB船の左舷側に接近してきたので、危険を感じて同乗者BにA船の接近を知らせるとともに右舷側に避難したとき、A船が衝突した。

同乗者Bは、衝突の衝撃により右舷側ブルワークで腰を打ち、翌日、病院で受診したところ、腰部打撲傷と診断された。

（付図1 事故発生経過概略図 参照）

その他の事項

本件養殖漁場は、長崎県から免許を受けた北区第1071号と称する区画漁業漁場であり、第1種魚類小割式養殖業（くろまぐろを除く）が行われ、周囲には同漁場の区域を示す灯浮標が設置されていた。

船長Aは、本件養殖漁場に到着した際、本件養殖漁場内（本件筏の南東方100m付近）に錨泊しているB船を認めたものの、給餌作業中は同作業に意識を集中しており、また、本件筏での給餌作業にふだんより時間がかかって急ぐ気持ちがあったので、その後、B船の存在を失念していたと本事故後に思った。

A船では、船長Aが、本件養殖漁場内を移動する際には操舵室ではなく船室囲壁の右舷側で操船しており、同場所からは餌の攪拌機により、正船首方から左舷側にかけて約75°の範囲に死角が生じていた。(写真6参照)

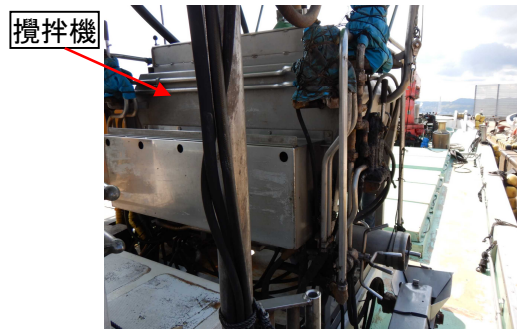


写真6 船長Aの操船場所からの見通し状況

船長Aは、本事故当時、甲板員Aに見張りを行うように指示していなかったものの、甲板員Aが船首部に立っていたので、甲板員Aが見張りを行っていると思っており、甲板員Aから報告がなかったため、前路に他船はいないと思った。

船長Aは、これまで、本件養殖漁場内の養殖筏付近で遊漁をしている釣り船を見つけた場合、作業の妨げになるので、養殖筏付近では釣りをしないように注意していたが、本事故当時、B船が本件養殖漁場内にいたものの、養殖筏から少し離れていたため、B船に対しては注意していなかった。

甲板員Aは、養殖漁業に従事する漁船員の経験が約2～3年であり、船長Aから見張りを行うように指示された際には、注意して見張りを行っていたものの、本事故当時、見張りに関する指示を受けていなかったため、意識して見張りを行っていなかった。

船長Bは、本件養殖漁場内で釣りをしたことが何回もあり、これまで注意されたことがなかったため、養殖筏等に係留しての釣りは禁止されていると思っていたが、養殖筏周辺での釣りは問題ないと思っていた。

船長Bは、B船に汽笛を備えていたが、本事故時、A船がB船の存在に気付いていてB船の左舷側を通過して行くと思ったため、汽笛を吹鳴しなかった。

分析

乗組員等の関与

A あり、B あり

船体・機関等の関与

A あり、B なし

気象・海象等の関与

A なし、B なし

判明した事項の解析

A船は、岳崎鼻東方沖の本件養殖漁場内において、左舷前方に死角を生じている状況下、左に回頭しながら東進中、船長Aが、船首部の甲板員Aから報告がなかったため、前路に他船はいないと思い、航行

	<p>を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本事故当時、甲板員Aに見張りを行うように指示していなかったが、甲板員Aが船首部に立っていたので、甲板員Aが見張りを行っていると思っていたものの、甲板員Aが、右舷方の漁船の様子を見ていたことから、甲板員Aから報告がなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、岳崎鼻東方沖の本件養殖漁場内において、釣りをしながら錨泊中、船長Bが、A船の動静を見ていたものの、A船の船首部に乗組員が立っていたので、A船がB船の存在に気付いていてB船の左舷側を通過して行くと思い、錨泊を続けたことから、A船が、左に回頭しながらB船に接近し、衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、岳崎鼻東方沖の本件養殖漁場内において、A船が左に回頭しながら東進中、B船が錨泊中、船長Aが、左舷前方に死角を生じている状況下、船首部の甲板員Aから報告がなかったので、前路に他船はいないと思い、航行を続け、また、船長Bが、A船がB船の存在に気付いていてB船の左舷側を通過して行くと思い、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物等により死角を生じている場合、他の乗組員に見張りを明確に指示したり、死角を解消できる場所まで移動するなど、死角を補う見張りを行うための措置を講じること。 ・ 錨泊中、接近する他船に対しては、有効な音響信号により、注意喚起を行うこと。 ・ 養殖筏等の漁業施設周辺では、漁業者の操業を妨げないようにすることが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

